

2024年7月22日

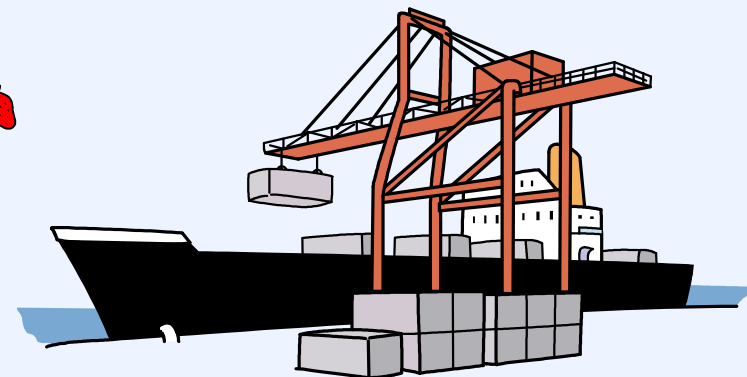
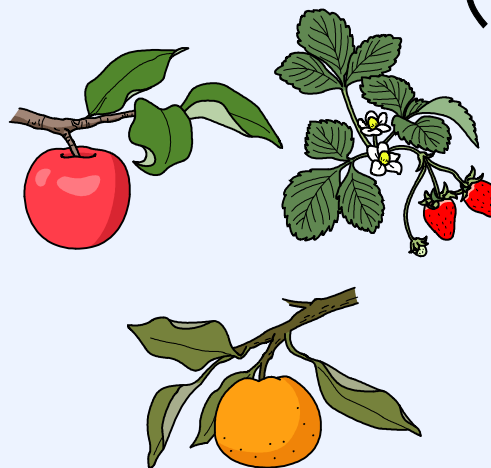
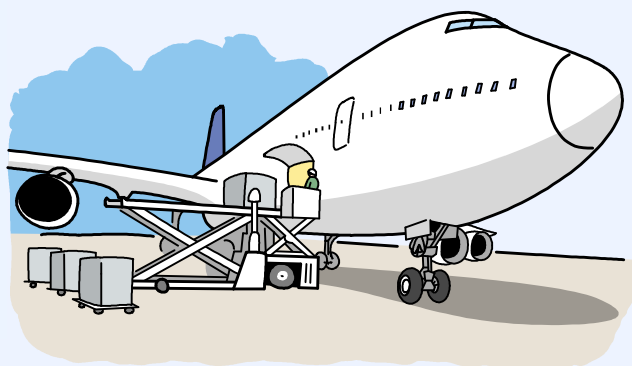
園芸作物の輸出産地形成支援に係る全国キャラバン



農産物の輸出に係る 植物検疫と残留農薬



(分割版1)



一般社団法人 全国植物検疫協会

支援事業の概要



**農産物の輸出
まずはご相談下さい！
(課題解決支援事業お問い合わせ)**



1. 課題解決支援事業の紹介

農産物の輸出 に係る 課題解決支援 のご案内

生果実

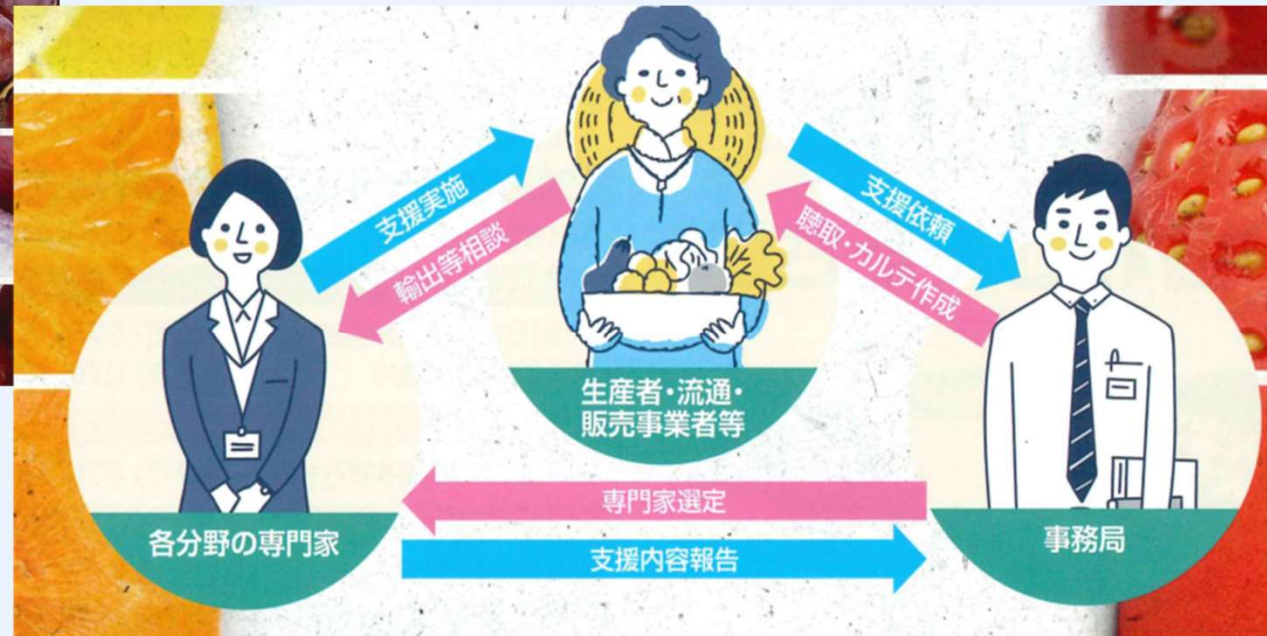
野菜

などの

農産物の輸出

お手伝いします!

生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、
輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準などについて、
専門家を派遣し課題解決の支援をします。
手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。
ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。




一般社団法人 全国植物検疫協会 では
農産物の輸出に係る
課題等の解決を支援します!



2. 課題解決支援事業の実績

年 度		2017年度 (H29年)	2018年度 (H30年)	2019年度 (R元年)	2020年度 (R2年)	2021年度 (R3年)	2022年度 (R4年)	2023年度 (R 5)
相談対 応件数	全国	153	334	238	118	145	180	379
	東海	20	30	30	20	17	20	40
品 目		生果実 (56)	野菜 (117)	生果実 (95)	野菜 (40)	生果実 (30)	野菜 (53)	野菜 (121)
		野菜 (33)	生果実 (106)	野菜 (94)	生果実 (32)	野菜 (26)	生果実 (42)	生果実 (115)
		木材 (20)	木材 (37)	栽培用植物 (24)	木材・製材 (20)	木材・製材 (22)	木材・製材、 コメ (18)	コメ (38)
相 手 国		アジア (96)	アジア (63)	アジア (160)	アジア (73)	アジア (99)	アジア (101)	アジア (204)
		欧州 (26)	未定 (63)	未定 (30)	欧州 (16)	欧州 (21)	欧州 (26)	欧州 (55)
		未定 (22)	欧州 (42)	欧州 (26)	北米・中南米 (14)	北米・中南米 (14)	北米 (21)	未定 (57)
専門家数 (名)		138	191	200	100	85	76	79

専門家の主たる専門分野：植物検疫、病虫害防除・栽培管理、農薬適正使用、流通・販売

3. 課題解決支援事業の事例-1

シンガポール向けカキ生果実の輸出に取り組む事業者

相談者の概要	大学を休学して起業した会社の代表者で、「未来へ続く農業を創り、人々の食生活を豊かにする」をビジョンに、「地域一体となって農業を活性化させ、地域からジャパングオリティを世界へ発信する」を目的に事業を展開している。
相談内容	カキ、カキ加工品、サツマイモ、サツマイモ加工品の輸出を検討しているが、輸出の経験が全くない。シンガポールで展開している百貨店と商談中。輸出に関する手続等も分からない。
支援内容	GFPの一環としてオンラインにより実施され、以下の説明を行った。 ①植物検疫、輸出植物検疫の概要 ②輸出先国の要求に基づく検査を受検しなければならないこと ③輸出先国の検疫要求は、輸出先国により内容が異なること ④青果物等の食品では、輸出先国の残留農薬に留意する必要があること
相談者の輸出状況等	シンガポールへはサンプルとして携帯品で、香港へは商社を通じてサンプルとして郵便物で輸出された。

3-2. 課題解決支援事業の事例-2

アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体

相談者の概要	相談者は、約40名の生産者により25.3haでナシ栽培をしている生産者団体である。地方農政局、県の農林事業所が積極的な指導を行っている。
相談内容	相談者はアメリカ向けナシ生果実の検疫条件が厳しいと感じており、必要な手続き等に不安があるが、団体としても生産者としても、輸出に向け積極的に取り組む意向である。その一方で解決すべき課題がある。
支援内容	2回にわたり説明を実施。 1回目の支援では、生産園地等の登録申請に当たっての必要な手続き、残留分析結果を基に、基準値を超える農薬に対する対応について説明。 2回目の支援では、県の農林事務所が検討された代替農薬（案）について、農薬の専門家から支援し、さらに、特定の病害に対する薬剤耐性の問題を指摘し、交信かく乱剤について長期間効果がある使用方法を指導した。 また、アメリカにおけるバチルス製剤に対する基準について照会があり、調査し後日回答した。
相談者の輸出状況等	今年度の輸出は、サンプルとして少量を輸出することとし、栽培地検査を受検後、合格ほ場から生産された果実が、登録された選果こん包施設で梱包され、輸出された。

4. 課題解決支援事業の相談窓口

お困りごとは

**相談窓口まで
お問い合わせください**

**相談料
無料**



北海道地区	
(一社)釧路植物検疫協会内	(釧路市)070(1495)7273
小樽石狩植物検疫協会内	(小樽市)070(1548)6147
(一社)室苫植物検疫協会内	(苫小牧市)070(1359)2925
東北地区	
酒田植物検疫協会内	(酒田市) 070(3176)8427
関東地区	
(一社)日本くん蒸技術協会内	(台東区) 070(1569)3466
横浜植物防疫協会内	(横浜市) 070(1188)4961
北陸地区	
伏木富山新港植物検疫協会内	(射水市) 070(1461)5978
東海地区	
東海地区植物検疫協会内	(名古屋市) 070(1502)9038
近畿地区	
(一社)神戸植物検疫協会内	(神戸市) 070(1186)2975
(一社)大阪植物検疫協会内	(大阪市) 070(3236)8765
和歌山植物輸出入検疫協会内	(和歌山市) 070(1403)9276
中国地区	
(一社)岡山県植物検疫協会内	(倉敷市) 070(1398)2752
(一社)広島県東部植物検疫協会内	(福山市) 070(1499)7759
四国地区	
(一社)香川県植物検疫協会内	(坂出市) 070(1461)6169
九州地区	
九州植物検疫協会内	(北九州市) 070(1452)6380
沖縄地区	
沖縄植物検疫協会内	(浦添市) 070(1556)4312

課題解決支援事業のホームページ

<https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

植物検疫の概要



5. 植物検疫とは

日本の植物検疫は、日本の農業と緑を病害虫の被害から守るために行われています。

我が国の植物検疫は、日本の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を防ぐために、全国の港や空港で全ての植物等を対象に**輸入検疫**が行われています。

また、諸外国の要求に応じ、輸出農産物等について生産地や港において実施される**輸出検疫**や、国内で特殊な病害虫（アリモドキゾウムシやイモゾウムシなど）のまん延を防ぐため、病害虫の発生地域からの移動制限や防除などの**国内検疫**などが行われています。

世界の国々でも自国への病害虫侵入防止のため植物検疫を実施しています。

輸出される植物については、輸出国は輸入国の規則に合致する証明書を発給することが、国際基準で定められています。

6. 植物検疫制度の目的、骨格

植物防疫法の目的

日本の農業・緑を有害な病害虫から守る。

未発生病害虫の国内への侵入・まん延防止
我が国の一部に存在する病害虫の拡散防止

諸外国の要求に基づき、有害な病害虫を出さない。



植物検疫

国際検疫

輸入検疫

- 輸入植物等の検査
- 隔離検疫
- 海外検疫

国内検疫

輸出検疫

- 国内の種苗検疫
 - 特殊病害虫対策
 - 侵入警戒調査
 - 緊急防除
- 等
- 輸出植物の検査
 - 輸出植物栽培地検査
 - 中古物品(中古農機など)の輸出検査

